

第 5 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	令和 2 年 1 1 月 5 日 (木)	9 時 0 0 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 1	
開 会	令和 2 年 1 1 月 5 日 (木)	9 時 0 0 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1 番委員	松 本 國 廣	(議長)
2 番委員	在 津 圭 太	
3 番委員	壽 崎 祥 子	
4 番委員	三 橋 誠	
5 番委員	道 壽 子	
6 番委員	川 上 巖	
7 番委員	釘 崎 幹 子	
8 番委員	荒 尾 峰 雄	
9 番委員	小 林 利 夫	
農地利用最適化推進委員	木 下 祝 子	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
農地利用最適化推進委員	太 田 勝 征	
二、本総会の欠席委員は次のとおりである。		
なし		

三、本総会の書記は次のとおりである。	
事務局長	藤 木 眞 一
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名は次のとおりである。	
前事務局長	溝 邊 浩 和
前担当者	足 立 悟 史
五、本総会の議事案件は次のとおりである。	
・議案第 9号	農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について
・議案第10号	農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について
・議案第11号	農地法第3条の規定による所有権移転について
・その他	

松本議長 定刻になりましたので、只今より第5回赤村農業委員会総会を開会いたします。それでは日程1の事録署名人を指名いたします。2番 在津委員さん、3番 壽崎委員さんを指名しますのでどうかよろしくお願いします。それでは、日程2について事務局より朗読説明をお願い致します。

藤木局長 (議案第9号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、事務局より朗読説明が終わりましたので、貸し手 ●●さんと借り手の●●さんについては、私が説明します。●●さんも営農できるような状態ではありませんし、息子さんもできませんので、どうかよろしくお願いします。

松本議長 次に、2件目の貸し手 ●●さん、借り手 ●●さんの件については川上委員さんの方から、補足説明をお願いします。

川上委員 事務局からも説明がありましたように、土地の管理者は●●さんです。所有者の●●さんは私もよく知っていますがもういせんので、●●さんが農地の管理人となっています。●●さんも耕作ができませんので、今回、●●さんに無償で

利用権の設定をお願いするものです。どうかよろしくお願
いします。

松本議長 3件目の●●さん、借り手 ●●さんの件については春本
推進委員から、補足説明をお願いします。

春本推進委員 先月も借り手の●●さんについて説明しましたが、同様に
今回の●●さんについても利用権の設定をお願いするもの
です。どうかよろしくお願いします。

松本議長 次に貸し手 ●●さんの件については、在津委員さんから
補足説明をお願いします。

在津委員 ●●さんの件についても、耕作ができませんので今回、●
●さんに利用権の設定をお願いするものです。

松本議長 補足説明が終わりましたので、第9号議案で質疑等をお受
けしたいと思います。

在津委員 議案とは違いますが、ここにある先月の議事録についてで
すけれど、私は毎回、先月はどんなことがあったかなど、き
ちんと目を通しています。それで議事録の中に委員の名称や
誤字などが結構ありますので、今後は事務局も大変でしょう
が間違いの無いように議事録の作成をよろしくお願いたし
たいと思います。

藤木局長 はい。すみません以後、気を付けます。

松本議長 他に質疑はありませんか。

在津委員 それから、●●さんの件については、利用権の設定期間
を私が聞いた時は、4年とか5年と言われていたようですか
ら、利用権設定期間の間違いではないですか。

藤木局長 はい。私は産業振興係から審議依頼をされた書類のとおり
に議案に上げています。ここにその審議依頼書がありますが
間違いなと思います。産業振興係に申請書を提出する際に
変更されたのかもしれませんが、今、確認しましたがけれど審
議依頼書の設定期間のとおり議案には記載しております。

在津委員 利用権の設定期間の終期の関係があつて、後で変更された
のかもしれませんがね。分かりました。

松本議長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長 議案第9号につきまして、採決を行います。原案のとおり、
賛成する方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 挙手者全員により議案第9号は可決といたします。

松本議長 次に日程3の議案第10号については、農業委員会法第31条の規定により、●●委員さんの退席をお願いし、事務局から説明をさせます。

藤木局長 (●●委員退席、退室する。)

藤木局長 (議案第10号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 それでは貸し手 ●●さんと、借り手 ●●さんの件については村岡推進員さんから補足説明をお願いします。

村岡推進委員 これも先ほどの●●さんの件と同様で、貸し手が●●さんですが、今回、利用権の設定をお願いするものです。どうかよろしくお願いします。

松本議長 それでは補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。(「ありません」の声あり。)

松本議長 それでは議案第10号につきまして、採決を行います。原案のとおり、賛成する方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 挙手者全員により議案第10号は可決といたします。

●●委員さんの着席を許可します。

(●●委員入室、着席する。)

松本議長 ●●委員に通告します。議案第10号については可決となりました。

●●委員 はい。ありがとうございます。

松本議長 では次に、日程4の議案第11号について事務局から説明させます。

藤木局長 (議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

松本議長 それでは、この案件については壽崎委員さんから補足説明をお願いします。

壽崎委員 はい。私もよく場所が分かりませんでした。●●さんに連れて行っていただきました。●●の農地で、●●さんの●●も見せていただきました。今回、生前贈与ということで、お孫さんに相続されるということです。どうかよろしくお願いします。

松本議長 それでは補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。

川上委員 私もそれについては聞いておりました。代を飛び越して孫

に生前贈与ということですが、私は親父さんのこともよく知っていますけど、それでいいと思っています。

小林委員
松本議長

相続税とか税率のこともあるのでしょうか。

他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

議案第11号につきまして、採決を行います。原案のとおり、賛成する方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

挙手者全員により議案第11号は可決といたします。

本日の議題は以上です。引き続き日程5のその他ですが、次回の日程は12月4日(金)を総会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

それでは来月の総会は、12月4日(金)午後1時30分からとします。他に何かございますか、特になければ事務局から事務連絡をさせます。

藤木局長

はい。

(研修日程表等について説明する。)

松本議長

それでは以上をもちまして、第5回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 9時38分)